平成22年6月29日

総務 大臣 原口一博殿

> 情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 高 橋 温

答 申 書

平成22年3月29日付け諮問第3022号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備

に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方

(NGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定関係)

意見	再 意 見	考 え 方
意見1 将来原価方式で接続料を算定する場合は、例	再意見1	考え方1
えば5年間とするなど、長期の算定期間を採用すべ		
き。		
〇 長期の将来原価方式の採用について	〇 接続料は、実際にご利用いただいている設備に	O NGNイーサについては、サービス開始後日が浅
本変更案では、1 年間を算定期間とした将来原価	係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で	いため現時点では需要が少なく、今後相当の需要
方式が採用されていますが、NTT-NGNは、接続料	算定することが基本であると考えます。	の増加が見込まれるサービスであること及び接続
規則第八条第二項第一号において「新規であり、か	ただし、NGNイーサについては、平成 20 年度が	事業者の利用状況による需要の変動も大きいこと
つ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである	実質的なサービス開始初年度であり、平成 22 年度	を踏まえると、複数年の算定期間を採用した場合、
とき」とされる将来原価方式適用の条件を満たしてい	の接続料算定に平成 20 年度のコスト・需要を用い	コストや需要のかい離が大きくなると予想されるこ
るのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に	た場合、平成 22 年度のコスト・需要との乖離が大	とから、今回の申請において算定期間を1年間とし
跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式に	きくなると想定されること、また、できる限り早期に	た将来原価方式により算定していることは適当で
て接続料を算定する場合には、算定対象期間を例え	実績原価での算定に移行することが適当であるこ	ある。
ば 5 年間とする等、長期の算定期間を採用すること	とから、平成 22 年度1年間のコスト・需要を予測し	
が適当と考えます。	た将来原価方式により算定することとしたもので	
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ	す。	
バイル)	(NTT東西)	
	〇 今回のNGNイーサネット機能の接続料の算定に	
	ついては、NGNのイーサネットが今後需要の増加	
	が見込まれるサービスであることに鑑み、ソフトバ	
	ンク3社の意見のとおり、将来原価方式による算定	
	対象期間を少なくとも複数年とすべきと考えます。	
	(KDDI)	
意見2 帯域換算係数については、今後のイーサスイッ	再意見2	考え方2

チの市販価格の経年変化を踏まえ、適時適切に見直		
すべき。		
,		
○ 帯域換算係数の見直しについて	○ 今回の接続料算定に用いた帯域換算係数は、	〇 費用配賦に係る帯域換算係数の設定方法につ
NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する	「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研	いては、「次世代ネットワークの接続料算定等に
接続約款の変更の認可(次世代ネットワークに係る	究会」において整理された内容に従って、一般的	関する研究会」報告書(平成20年12月。以下
平成 22 年度の接続料の改定及び電気通信市場の	なイーサネットスイッチの「直近」の市販価格を用	「研究会報告書」という。)に示された考え方に基
環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の	いて算定したものであり、適切であると考えます。	づくものであり、一定の客観性・合理性がある。
措置)(平成 22 年 3 月 29 日付)においても、「帯域	今後、当該スイッチの市販価格が大きく変動等	ただし、今後のイーサスイッチ等の市販価格の
換算係数については、今後の IP 系装置の市販価格	した場合には、当社としても適切な見直しを検討	経年変化によっては、当該係数の見直しが必要
の経年変化によって見直しが必要となる事態が想	する考えです。	となることも想定されることから、NTT東西におい
定される」と示されていることからも、料金設定に使	(NTT東西)	ては、引き続き検討を深めることが適当である。
用する係数についてはNTT-NGN接続料研究会に		
おいて議論し、適時適切に見直しをすることが必要		
と考えます。		
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ		
バイル)		
意見3 PVCタイプはネットワークの使用帯域が大きい	再意見3	考え方3
ためCUGタイプに比べてコスト高となる。また、バルク		
型料金の適用状況によっては、CUGタイプの利用者		
料金よりも高くなるケースがあり、利用回線数が少な		
い事業者にとってはユーザー料金よりも割高な接続		
料となるため、事実上の参入障壁となる。		
〇 料金体系の問題について	○ アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域	〇 本変更案では、PVCタイプの接続料算定に当
申請概要にも記されているとおり、PVCタイプは、	と同帯域のネットワークを使用するPVCタイプに	たり、PVC換算係数を用いており、CUGタイプに
網内折り返しが可能なCUGと比べてネットワークの	対し、網内折返しが可能なCUGタイプは、契約帯	比べてコスト負担が大きくなっているが、これは
使用帯域が大きいため、CUGタイプと比較してコス	域に対するネットワークの使用帯域が小さくなって	 契約帯域に対する実質的なネットワークの使用
	場に対する中グログ プの区川市場が中でなって	
トが高くなってしまう傾向にあります。	います。今回申請のPVCタイプの接続料は、こう	帯域に応じた算定を行った結果であることから適
トが高くなってしまう傾向にあります。 そのようなこともあり、PVCタイプの接続料水準		帯域に応じた算定を行った結果であることから適 当である。

TT東・西が設定しているCUG方式のイーサネットサ
ービスのユーザー料金よりも高い水準となってしま
うケースが存在します。基本機能であるにも関わら
ず、利用回線数が少ない事業者にとっては、ユーザ
一料金と比較して割高な接続料しか適用されないた
め、参入が不可能な料金体系となっており、事実上
の参入障壁となっています。
(KDDI)
意見4 スタックテストについて、PVCタイプとCUGタイ

だけるように算定したものであり、適切であると考 えます。

また、バルク型の料金体系は、同一設備を利用 する事業者ごとの回線の使用帯域の大きさによる スケールメリットを反映させるものであり、適切で あると考えます。なお、「次世代ネットワークの接 続料算定等に関する研究会1の報告書(平成 20 年 12 月)においても、「バルク型料金体系の導入 を認めることは妥当性を有するものと考えられる」 と整理されているところです

同一県内のみの使用帯域を事業者毎に合算す る等、スケールメリットが働く場合にのみ適用する ものであり、研究会報告書の考え方に基づいたも のであることから適当であると認められる。

1 再意見4 プの同等性が判断できないため、CUGタイプの接続

(NTT東西)

考え方4

○ スタックテストについても、CUGタイプの接続料相 当額を計算してCUGタイプの利用者料金と比較す ることによって接続料の適正性を判断しており、PV CタイプとCUGタイプの同等性が担保されているの か不透明です。本当に適切な検証が行われたと言 えるのか判断できないため、スタックテスト実施にあ たって計算されたCUGタイプの接続料相当額を公 表し、接続料の適正性を第三者にも検証可能とす べきです。

料相当額を公表すべき。

(KDDI)

○ 今回、認可申請しているのはPVCタイプの接続 | 料ですが、当社のイーササービスについては、C UGタイプだけを提供しており、PVCタイプの利用 者料金は設定していません。そのため、PVCタイ プの接続料算定と同じ手順に基づき算定したCU Gタイプの接続料相当額とCUGタイプの利用者料 金の関係を検証することにより、PVCタイプの接 続料水準の検証を行っており、適正な検証方法で あると考えます。

なお、スタックテストに用いたCUGタイプの接続 料相当額については、ユーザ料金の原価であり 当社の経営情報にあたることから、開示すること は適当でないと考えます。

(NTT東西)

O NTT東西は現在PVCタイプのサービスを提供 していないことから、CUGタイプのユーザ料金を 用いてスタックテストを実施しているところである が、PVCタイプの接続料と同じ手順により算定し たCUGタイプの接続料相当額を用いて検証して おり、適当であると認められる。また、PVCタイプ とCUGタイプの接続料水準差は、PVC換算係数 の適用により生じているところであるが、当該係 数はネットワークの利用実績を勘案して設定され ていることを踏まえると、同等性が確保されてい ると認められる。

なお、PVC換算係数を加味して計算したCUG タイプの接続料相当額(帯域別単金)は、以下の とおりである。

○ 接続事業者のイーサネットフレーム伝送機能に DCUGタイプの接続料相当額(帯域別単金)

係る利用回線が少ない場合、バルク型料金体系
の効果が出にくいため、ユーザ料金と比較して接
続料が割高となるケースが存在するものと考えま
すが、総務省殿が実施したスタックテストの検証
結果では「いずれの利用形態においても、利用者
料金が接続料金を上回っており、接続料が不適
正であるとは認められない」とされているところで
あり、適切な検証がなされているか否か判断出来
ない状況です。
// - / m

従って、KDDI 殿の意見にあるとおり、スタックテ ストにおいて算出されたCUGタイプの接続料相当 額や計算過程等を公表し、外部検証性を確保す べきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

			(単1型·円 <i>)</i>
		東日本	西日本
MA 内設備 (事業者毎、 MA 毎)	10Mb/s·月	182,238	203,660
	100Mb/s·月	497,238	556,383
1417 (1447)	1Gb/s·月	1,354,589	1,536,300
	10Gb/s·月	3,716,542	4,407,063
県内中継	10Mb/s·月	246,865	279,211
設備(事業者毎、県毎)	100Mb/s·月	672,949	761,267
	1Gb/s·月	1,834,939	2,089,980
	10Gb/s·月	5,038,044	5,871,979

※MA毎、県毎の契約帯域を合算(バルク化)した帯域に上 記単金を適用してスタックテストを実施。

意見5 PVCタイプに係るシステム改修は、NGNが他 再意見5 事業者との接続を前提とせずに設計したことに起因 することから、当該改修費については、NTT東西も含 む事業者間で負担すべき。また、費用の総額につい ても事前に公表すべき。

○ システム改修費用の負担に関するCUGタイプと PVCタイプの同等性の問題について

今回の「申請概要」資料P. 3によれば、「基本機 能である本機能の利用に当たっては、接続事業者 から要望があった時点で、NTT東西においてシステ ム改修を行う必要があるが、当該費用はPVC タイ プを利用する接続事業者間において負担(別途、網 使用料(加算料等)を規定)することとなる予定」とな っています。

本機能は第一種指定電気通信設備の基本機能

○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続に | ついて、NGNのサービス開始以前に、インタフェ ース条件や接続条件を事前に公表する等オープ ン化に取り組み、当初から他事業者との接続を前 提とした対応を行うことで、当社と他事業者との接 続の同等性を担保してきたところです。

イーサネットサービスの利用形態は、お客様が 複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できる CUGタイプが一般的であり、当社もCUGタイプを 前提としたネットワーク構築を行ってきたところで

考え方5

O PVCタイプを実現するために必要なシステム改 修に係る費用については、当該開発により実現さ れる機能が基本的な接続機能に該当する場合に は、当該機能を利用する者が負担する接続料の 原価に算入することが適当である。この点、NTT 東西が予定している負担方法では、CUGタイプと 共通的に利用する機能分については、それぞれ が応分に負担する形で接続料原価に算入してお り、PVCタイプのみが利用する機能分について はPVCタイプを利用する事業者が負担することと

であり、当初から他事業者との接続を前提として機能が構築されているべきであることに鑑みれば、本来は、NTT東・西も接続事業者と同一の方式を用いることにより接続の同等性を担保し、接続を前提とした場合において発生するシステム改修費用について、NTT東・西の利用部門を含む利用事業者間で負担すべきです。

NGNの設計方針により、他の事業者が相互接続によりユーザー料金の設定をエンドーエンドで行うためには、PVCタイプを新たに構築せざるを得なくなったため、NTT東・西がCUGタイプのみを採用する場合には当該システム改修にかかる費用負担の対象外となりますが、上記の趣旨に照らせばNTT東・西と接続事業者との間で費用負担の同等性が確保されている必要があり、総務省は認可に先立ち、十分に2つのタイプの同等性を検証すべきです。

また、PVCタイプを新たに構築した理由は、NTT 東・西がNGNについて接続を前提として設計してい なかったことにあるため、NTT東・西が自らの都合 でPVCタイプを採用しないことをもって、システム改 修費用の回収リスクを一方的に接続事業者のみに 負わせることは不適当であると考えます。

なお、実際の接続可否を判断するためには、接続 事業者が負担すべきシステム改修費の規模が事前 に明らかになっている必要があることから、NTT東・ 西においては、何らかの形で費用の総額を広く公表 すべきです。

(KDDI)

す。今回、KDDI殿から、接続料を設定するために2拠点のみを結ぶPVCタイプの導入を要望されましたが、当社は、PVCタイプを利用する予定はなく、また、PVCタイプを要望している事業者は現時点でKDDI殿1社しかいないことから、PVCタイプの提供に必要なシステム改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。

なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。

○ システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。

本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の 手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回 答しているところです

(NTT東日本)

○ 当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、サービス開始当初から、他事業者も当社と同一の方式で相互接続が可能となっ

している。また、回収の方法についても、過不足なく費用を回収するに当たり予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。

なお、今後、NTT東西がPVCタイプを利用する場合には、同社も含めてPVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用を負担することが適当である。

また、システム改修費用の総額については、具体的な接続要望に基づき必要な額を算出することとなるが、網使用料として設定する際には接続約款の変更が必要となることから、その際に改めて検証することが適当である。

ており、当社と他事業者との接続の同等性は担保できているところです。

また、複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプであれば2拠点を結ぶことも可能であるところ、今般、KDDI殿1社の要望により、あえて当社が利用する予定のない(2拠点のみを結ぶ)PVCタイプを導入することとなる以上、PVCタイプの提供に必要な固有のオペレーションシステム等の改修費用は、PVCタイプを利用する接続事業者においてご負担いただくことが適当であると考えます。

なお、当該システム改修費用については、各年度の要回収額を事前に確定した上で、当該年度の実績需要に応じてPVCタイプを利用する接続事業者間で費用負担することにより、接続事業者の需要の多寡にかかわらず、当該費用が確実に回収できるスキームとする必要があると考えます。

○ システム改修費については、本機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあれば、通常の相互接続の手続きに従い、概算額を提示することとしており、十分な情報開示がなされているものと考えます。

本意見を提出されたKDDI殿にも、事前調査の 手続きを通じ、システム改修費用の概算額をご回 答しているところです

(NTT西日本)

○ 今回、NGNのイーサネット接続機能がアンバンドルされることは、一歩前進と評価できますが、N

	TT東・西と接続事業者でそれぞれがCUGタイプ	
	とPVCタイプという異なる接続タイプを使用するこ	
	とになったことから、NTT東・西はPVCタイプのシ	
	ステム改修費用を接続事業者のみが負担するこ	
	とを想定しているなど、両タイプの同等性の担保	
	について懸念が生じています。このことは、イー	
	サネット接続機能のみならず、NTTのNGN自体	
	が当初からオープン化を前提とした設計となって	
	いないことが根本的な原因です。	
	(KDDI)	
意見6 レガシー系サービスからNGNへの需要移行期	再意見6	考え方6
にあることを踏まえ、新旧のネットワーク全体でコスト		
把握した接続料算定方式に見直すべき。		
O NTT-NGN接続料算定方式全般について	O NGNのアンバンドルについては、NGNの接続	O NGNに係る接続料の算定方法については、接
「次世代ネットワークに係る平成 22 年度の接続	ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年 3	続料は接続機能ごとに収入と原価が一致するよ
料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した	月)に基づき実施しているものであり、また、アン	うに定めなければならないという原則に則ったも
接続ルールに係る接続約款の措置」に対する弊社	バンドルされた機能に係る接続料の算定方法も、	のであり、また、研究会報告書の考え方に基いて
共再意見(平成 22 年 3 月 9 日提出)でも述べたと	平成 20 年度に学識経験者や接続事業者を交え	おり妥当である。
おり、本変更案の対象であるNTT東西殿の次世代	て開催された「次世代ネットワークの接続料算定	他方、PSTNからIP網への移行が進展する中
ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料	等に関する研究会」において取りまとめられた接	で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾
算定方式については、レガシー系サービスからの需	続料算定フローやコストドライバ等に関する報告	向が続くことが想定されることから、総務省は、今
要の移行期にあることを踏まえ、レガシー系サービ	書(平成 20 年 12 月)を踏まえたものであることか	後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサ
スの接続料の急激な上昇等による混乱を避けるた	ら、適切であると考えます。	一ビス制度の在り方との関係にも配意しながら、
めにも、NTT-NGNのみならずレガシー系サービス	(NTT東西)	必要に応じ接続料算定の在り方について検討を
のコストも加味したハイブリッドモデルによる算定を		行うことが適当である。
行う等、NTT東西殿の新旧のネットワーク全体でコ		
スト把握した接続料算定方式に見直すべきと考えま		
す。		
そのために、学識者、消費者団体及び事業者等		
が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN接続料研		

究会」という。)を早急に立ち上げ、接続料算定の在 り方について総合的に見直すための継続した議論		
が行われることを要望します。		
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ		
バイル)		
意見7 NGNイーサ(CUGタイプ)のNTTコミュニケーシ	再意見7	考え方7
ョンズに対する卸役務の料金は相対で設定されてい		
るため、同社が接続料水準よりも安いユーザ料金を		
設定できるとすれば反競争的行為の懸念がある。		
O NTTコミュニケーションズはNTT東・西からNGN	〇 イーサネットサービスは、法人ユーザ向けのサ	O NTT東西が、特定の電気通信事業者に対して
のイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサ	ービスであり、その提供にあたっては個別のユー	他の電気通信事業者と比べて有利な条件で卸電
ネットサービスを提供していますが、卸サービスの	ザ要望に応じて相対契約を締結することが多く、	気通信役務を提供する場合には、電気通信事業
料金については相対で設定されており、その水準は	こうした中で、NTTコミュニケーションズ殿とも相対	法及び「電気通信事業分野における競争の促進
明らかにされているわけではありません。	契約によりサービス提供をしているところであり、	に関する指針」(平成 20 年 3 月改定)に照らし
この状況で、NTTコミュニケーションズがPVCタイ	個別の相対のユーザ料金について公表すること	て、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触
プの接続料水準よりも安いユーザー料金でNGNイ	はできませんが、設備コストを下回る料金設定は	するおそれがあることに鑑み、総務省において
ーサネットサービスを提供できているとすれば、グル	行っておらず、また、特定のユーザに対して不当	は、NTTコミュニケーションズに対する卸電気通
一プ会社間の連携により反競争的行為を生じさせて	な差別的取扱いもしていません。	信役務の提供の状況等について必要に応じ検証
いる懸念があります。このような公正競争上の問題	また、他の事業者からユーザとしてサービスを	することが適当である。
の懸念を解決するためには、NTTの持株体制を解	提供してほしいとの要望があれば、同等の取引条	
体し、NTTグループの市場支配力をなくすことが必	件によりサービス提供させていただく考えであり、	
要です。	グループ会社間の連携による反競争的行為はあ	
(KDDI)	りません。	
	(NTT東西)	
	〇 変更案に対する弊社意見書(平成22年4 月2	
	8 日提出)で述べたとおり、NTTグループ内の連	
	携によって、公正競争が歪められているとの懸念	
	が生じていることは、NTTグループの総合的な市	
	場支配力が最大の問題として存在しているからに	

	他なりません。 ついては、NGNの在り方自体を見直し、併せて 総合的な市場支配力の解消を図り、公正な競争 環境を確保することが必要と考えます。 (KDDI)	
意見8 NGNイーサには、CUGタイプとPVCタイプの同等性やNTTのグループ会社間連携といった市場支配力の問題が存在する。今後のICT政策を検討する上では、この点も十分にレビューすべき。		考え方8
○ NGNイーサネットサービスについては、上記のとおり「コスト面、機能面でのCUGタイプとPVCタイプの同等性」「バルク型の料金体系」「スタックテストの適正性」といったボトルネック設備に起因する問題や、「NTTのグループ会社間の連携」という総合的な市場支配力の問題が存在します。 今回アンバンドル料金が設定されることは前進と言えますが、そもそもNGNは、これらの本質的な問題を抱えており、公正競争環境が確保されているとは言えません。この観点からは、既に認可されているNTT東・西のNGNによる活用業務の妥当性について見直しが必要であると考えます。 今後のICT政策を検討する上では、この点も含め、過去の政策を十分にレビューし、政策に反映させていくことが強く求められます。 (KDDI)	○ 今回の接続約款の認可申請は、活用業務の認可条件を踏まえ、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)の内容に従って行っており、活用業務の妥当性について見直す必要はないと考えます。(NTT東西)	O NGNのイーサネット接続については、平成 20年2月に「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る活用業務認可に当たって所要の条件が付され、また、平成 20年3月27日に情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」が示されたところである。これらを踏まえた本申請については、上記の考え方に示したとおり、直ちに公正競争要件の見直しにつながるような状況は見受けられないが、総務省においては、引き続き市場実態等を注視し、これらの措置のみでは公正競争を確保するために十分でない等と認められる場合には、追加的な措置を検討することが適当である。
_	再意見9 特定の事業者が電気通信設備を占有することにより、独自規格や独自ルールの制定が可能になるなどの問題が生じている。	
	〇1. NTT設備資産の保有者は誰なのか?	〇 ご指摘の点は、今回の接続約款変更案に直接

NTT光ファイバー網の大半は民営化後に設置された。だが、そうした設備投資の元手は、政府(言い換えれば納税者)からNTTへの出資に多くを依存している。従って、NTTが、たとえ民営化された上場企業であっても、彼らが保有する資産は、純粋な民間企業の資産とみなされるべきではない。また、それら通信設備の設置場所は、電電公社時代からの既得権に基づく。従って、NTTが保有する資産の大半は、現時点においても、政府(言い換えれば納税者)との共有資産と考えるべきである。

2. 通信キャリア自体が設備を占有してきたことによる弊害

あるひとつの通信キャリアが設備を占有してしまうと、保有した設備に対して、その通信キャリアによる独自規格や独自ルールの制定が可能となってしまう。このことが、日本の製造業に対して、弊害をもたらしてきた。

2-1. NTT独自規格の交換機 と 電電御三家の LSI 事業

旧電電公社の業務と言えば、一般消費者の立場からすると、電話や電報を思い浮かべる人が多いと思われる。確かに、旧電電公社の民営化後、固定電話や携帯電話の通信キャリアを自由に選べるようになった。電話機も店頭で自由に購入できるようになった。消費者と通信キャリアの関係は、多くの点で民営化されたと言えるかもしれない。その一方で、NTTと製造業の関係は、民営化された(民間企業同志の関係である)と、果たして

関係するものではないため、参考意見として承 る。

なお、総務省においては、今後も市場環境の変化に応じ、公正な競争の促進に向けた適時適切な対応をとる必要があることは言うまでもない。

言い切れるのであろうか?

光ファイバー網の普及に伴って、IP 固定電話の加入者も増えている。ただ、光回線の人口普及率はまだ低く、現実には、多くの人がダイアル回線の固定電話を利用している。ダイアル回線を稼動させるためには、NTT独自規格の電話交換機を必要とする。独自規格を実現するための専用ロジック LSI(ASIC)や、通話信号を記憶するためのメモリーLSI(DRAM※1)が、交換機には搭載される。1980 年代~1990 年代にかけて、NTT向けデジタル交換機の普及に歩調を合わせ、電電御三家と呼ばれたメーカー各社は、ASIC や DRAM を生産するための量産工場を、まるで公共事業のように日本各地に点在させて設置してしまった。

そして、NTT御三家は、今だ、こうした電話交換機の供給責任を背負う。交換機ビジネスは、御三家にとって、電電公社時代から続く既得権益の継続である。そのため、国内での販売競争は事実上発生しない。とは言え、独自規格に縛られるがゆえに、ビジネスの海外展開も難しい。

つまり、交換機製造販売数の増加や交換機ビジネスの拡大が望めないことと同時に、交換機に搭載される ASIC や(交換機向け)DRAM の製造販売数増加やビジネス拡大も望めない、ということになる。また、世の中では、IP 固定電話の利用者が増加しており、独自規格交換機の需要が増大することは考えづらい。それにも関わらず、御三家各社は、交換機の供給責任を全うすることが要求され、既に旧世代となってしまった LSI(特にASIC)を量産し続ける必要に迫られている。

- ※1 交換機向け DRAM は、PC 向け DRAM と比べより高い信頼性が求められ、動作仕様も異なる。同じ DRAM とは言え、交換機向けと PC 向けは全く同一の製品ではない。
- 2-2. 御三家における LSI 事業 と 事業部門間の 利害対立

LSI ビジネスを手掛ける事業部門が利益の最大化を図るためには、先端微細加工や大口径シリコンウエハの使用、といった製造技術の導入を行い、製造時間当たり、製造エネルギー当たり、投入作業数当たりのチップ生産数を増やす必要がある。それと同時に、旧世代微細加工や小口径シリコンウエハの使用を継続せざるを得ない旧量産設備は、低生産性化・非効率化してしまうので、積極的に廃棄、あるいは他社へ売却(生産品目を大幅変更)されるべきである。ところが、各地の量産工場は、旧製品(NTT独自規格交換機向けASIC)の廃止や、旧量産設備の廃棄を、積極的に実施できずにいる。それは交換機の顧客である通信キャリアNTTが、設備の占有者(単独所有者)であるからだ。

通信(交換機)事業部門はNTTからの束縛から、そして、LSI 事業部門は通信(交換機)事業部門からの束縛から、未だに逃れることができずにいる。(こうした事業部門間の利害対立は、会社内部統制の厳密化にともなって表面化、社会問題化している。富士通社における元社長の辞任問題、ルネサスエレクトロニクス社における支配会社や上場化の問題など、事例に事欠かない。)

3. 通信キャリアが今後も設備を占有してしまうことによる弊害

NTTが設備の占有者として、独自規格・独自ルールを制定するのであれば、NTTグループ内の各種サービス施行会社へ、制定内容が優先的に漏洩してしまう可能性が高い。プロバイダ事業であれば OCN が、ポータルサイト事業であればNTTレゾナント(goo)が、有利であろう。

4. 設備占有者がNTT(=旧電電公社)であることの 弊害

現状の設備占有者は、全くの新規事業者ではなく、NTT(=旧電電公社)である。NTT(=旧電電公社)が設備占有者である以上、既存規格・既存ルールの部分変更による製品・サービスの開発を決定した場合には、新規参入メーカーよりも、旧電電公社時代からの継続性を流用できる御三家が、自動的に有利となってしまう可能性が高い。

5. 通信キャリアの設備占有による弊害を防ぐためには?

消費者と通信キャリアの関係は、多くの点において民営化されたのかもしれない。しかし、製造業とNTTの関係は、未だに民営化されていない。完全民営化のためには、設備保有者を、NTTから完全分離された別資本組織とすべきである。NTT御三家においては、総合電機体制を諦め、LSI事業を独立別資本企業とすべきである。

6. 通信キャリア間の競争促進、料金の引き下げ、ブロードバンドの普及

設備を占有する通信キャリアが存在することが 原因で、通信キャリア間の競争が現状ではフェア でないことは確かである。加えて、通信キャリアで ありながら設備を占有することで得る、制度上の 既得権や技術メリットが、高コスト経営を見逃がし 放置し続けてしまう。フェアな競争を促し、料金を 引き下げ、ブロードバンドをより普及させるために も、設備保有者を、NTTから完全分離された別資 本組織とすべきである。

(個人)